

金銭その他の支払手段の預かりに関する規制について

東京大学 加毛明

決済は金銭その他の支払手段を利用して行われるが、事業者が顧客から金銭などの預託を受けることは、法律による規制の対象とされている。本報告では、金銭その他の支払手段の預かりに関する規制を取り上げ、その根拠や妥当性について検討する。

金銭の預かりについては、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）2条1項に基づき、法律に特別の規定のある場合を除いて、業としての預り金が禁止される。そこで、まず、出資法による預り金の禁止の趣旨を確認し、その適用範囲について検討する。また、出資法による預り金の禁止を前提として、決済サービスを提供する事業者に対する規制が構築されている場面もある。それらの規制との関係で、出資法の規制が有する意義についても検討を行う。

次に、出資法以外にも、事業者が利用者から金銭などの預託を受けることを禁止する法律の規定が存在する（金融商品取引法 66 条の 13、金融サービスの提供に関する法律 27 条本文、資金決済に関する法律 62 条の 13 本文など）。これらの規定が設けられた理由を検討することは、出資法とは異なる金銭の預かりに対する規制の根拠を明らかにすることにつながると思われる。

さらに、金銭のほかにも、支払手段としての利用が想定されるもの（前払式支払手段、電子決済手段など）が存在する。本報告では、金銭の預かりに関する規制をめぐる議論が、金銭以外の支払手段との関係でいかなる意義を有するかについても、検討を加えることとしたい。

1. 金銭の預かりに対する規制

- 出資法による預り金の禁止
 - ・ 出資法の規制の趣旨・適用範囲
 - ・ 出資法の規制を前提とした事業者に対する規制
- 出資法以外の法律による金銭などの預託の禁止

2. 金銭以外の支払手段の預かりに関する問題